

企業統治商法等改正に伴う監査役の実務対応 Q & A

日本監査役協会事務局

協会では、先に「企業統治に関する商法等改正と監査役の実務対応（案）」を公表したが、本件に関連して様々な質問が協会事務局に寄せられている。そこで、今後、各社において実務対応を検討する上でのご参考に供するため、関係する質問とその回答例を示すこととしたい。

1. 監査役の機能強化と実務対応

(1) 監査役の任期伸長と辞任に関する意見陳述権

【質問1】監査役任期の施行時期は、いつからか。

【回答1】改正商法は、5月1日から施行された。監査役の任期については、経過措置として「この法律の施行（5月1日）後、最初に到来する決算期（営業年度末日）に関する定時総会の終結前に在任する監査役の任期は、この法律の施行後も従前の例による。」（附則7条）と規定されている。5月決算会社では、本年8月定時総会終結前に在任する監査役は、任期3年が継続される。8月定時総会で、改選ないし新任される監査役の任期は4年となる。

3月決算会社の場合は、施行後最初に到来する決算期は、15年3月末日であり同年6月定時総会終結前に在任する監査役は、3年任期を継続する。従って、本年6月総会で選任される監査役の任期は、3年であり、来年6月総会までに臨時総会で選任される監査役の任期も3年である。15年6月定時総会で、改選ないし新任される監査役の任期から4年となる。

【質問2】監査役の任期が4年になったことに伴う定款変更は必要か。

【回答2】任期のみの定款変更をしなくても違法とはならない。定款規定よりも商法の規定が優先するため、3年を4年と読み替えることになる。他の定款規定を変更するときに、同時に変更することにより、本年6月定時総会で監査役の任期を4年に定款変更する場合、同じ総会で監査役の選任議案がある場合には、定款変更案の附則に、4年任期を3年任期と読み替える旨の規定を設けることも検討する必要がある。

【質問3】任期を1年～2年残したまま、平成15年6月総会で辞任し、同一人物を4年任期の監査役に選任することは可能か。

【回答3】可能である。補欠として選任された監査役の任期につき退任者の残任期間とする旨の定款規定がある場合でも、他の監査役と任期を揃えるために一旦辞任をして、同一人を監査役に再任するような場合には、右の定款規定の適用はなく（いわゆる補欠選任ではない）、その監査役の再任後の任期は商法273条1項の規定による。従って、平成15年6月総会で再任された場合には、任期は4年となる。

【質問4】3月決算、6月総会の会社において、明年（平成15年）6月総会に監査役の1名が辞任し（辞任する監査役の任期は平成16年6月総会まで）、その補欠として1名を選任する場合の補欠監査役の任期はいつまでか。なお、定款で補欠監査役の任期は、前任監査役の残存期間とする旨の規定がある。

【回答4】補欠監査役の任期は、前任監査役の残存期間とする旨の規定が定款にある場合において、残存期間が平成16年6月総会までであれば、補欠選任された監査役の任期は、平成16年6月総会までである。

【質問5】役員定年と任期の関係はどうか。

【回答5】役員定年は内規で定められていることが多い。商法と内規とどちらを優先するかの問題である。公には商法が優先する。4年の任期をまっとうできる人を選ぶかどうかは、会社・監査役両方の考え方による。現実問題では各社各様。辞任の積極的理由として内規を挙げるのは、本人が納得しているケースであろう。法の趣旨からいえば、選任時に定年を過ぎたとしても任期をまっとうできる人を選ぶべきであろう。

【質問6】6月総会終結を以て辞任する予定の監査役は、5月1日施行の改正商法により、総会において辞任に関し意見を述べることはできるか。

【回答6】商法275条ノ3ノ2第1項は「監査役を辞任したる者はその後最初に招集せられたる株主総会に出席しその旨及び理由を述べることを得」と規定されている。「辞任したる者」とされていることから、本年6月総会末を以て辞任される監査役は、「その後最初に招集される総会」即ち、臨時総会を開催しない限りは、来年6月定時総会において意見を述べることとなる。従って、法を文字通り解釈すれば、本年6月総会終結を以て辞任される監査役は辞任に関し意見を述べようのは、来年の定時総会となる。

しかし、現実の実務では、監査役の辞任の意思表示は、総会招集議案を決定する取締役会以前になされる場合が多く、その取締役会において後任の監査役も決定されるのが通常ではないかと思われる。そうであれば、本年の定時総会において意見陳述の機会を与えることが、立法の趣旨に適っていると思われる。取締役サイドでは、辞任監査役に意見陳述の機会を与えればよいわけで、この6月総会で意見陳述の有無を確認し、仮に意見を述べないというのであれば、そのことを記録に残しておく。そうすれば、改めて来年意見陳述をさせるため、総会招集について通知する必要はないのではなかろうか。

【質問7】昨年6月総会終結を以て辞任した監査役がいる場合、本年6月総会において、当該辞任監査役に対し、意見陳述権を行使するか確認するため、総会招集について通知する必要はあるか。

【回答7】通知の必要がある。昨年6月総会末を以て辞任した監査役も商法第275条ノ3ノ2で規定されている「辞任したる監査役」に該当する。従って同条2項により辞任監査役に対し、通知をしなければならない。

ただし、本年6月総会前に「臨時株主総会」を開催している場合は、辞任後に「その後最初に招集された株主総会」が開催されているので、改めて辞任監査役に本年6月総会において意見陳述の機会を与える必要はないと解される。

(2) 社外監査役の増員と資格要件の厳格化

【質問8】社外監査役の資格要件について、自分は数年前に今いる会社と全く関係のない会社から来たのだが、6月末の定時総会前の5月から「監査役室付顧問」という役職で入り、その後の6月総会で監査役として選任された。この場合平成18年6月の段階で「社外監査役」と認められるか。

【回答8】昨年秋の監査役全国会議鼎談において、河本一郎弁護士が「顧問になったときに生活が十分できるような報酬を会社からもらっていることになるとその会社に専属すべき拘束を受けていると認定がされ」て社外監査役に就任できないとの発言があった(月刊監査役第456号23頁)。平成5年商法改正当時、このケースの場合、立法担当官は「社外性がない」と解釈していた。実質的に考えれば、監査役としての予備的な仕事をするのであるから、何ら差し支えないという理屈も成り立つのかもかもしれないが、当時はかなり厳格な解釈であり、これは今日も変わっていないと思われる。

【質問9】親会社の取締役は、どのような理由で社外監査役として認められるのか。独立性を一番脅かすものと考えられるか。

【回答9】社外監査役の資格要件は、「その就任前に会社又はその子会社の取締役又は支配人その他の使用人となつたことがない者でなければならない。」と規定されており、親会社の取締役は、条文解釈上「社外監査役」として認められる。

実質論としては、親会社は、多数派株主であり、その意向を強く受けて職務を遂行することは、株主の負託を受けた監査役としては当然のことであると考えられる。「独立性」が問題になるのは、社長を頂点とするその会社の執行部に対してであり、親会社からの独立性は、別の問題と思われる。

【質問10】改正後の商法特例法によれば過去に会社の非常勤取締役の経験があれば「社外監査役」に該当しないことになるか。

【回答10】改正後の「社外監査役」の定義は、「取締役又は支配人その他の使用人となつたことがない者」とされており、常勤・非常勤を問わず、取締役であった者は「社外監査役」には就任できない。

【質問11】社外監査役の資格要件は、選任時に具備していれば足りるか。たとえば、A社取締役の甲がB社の社外監査役に就任した後、B社の子会社C社が、A社の株式を過半数取得して子会社化した場合、甲は引き続き社外監査役であり得るか。

【回答11】社外性は失われない。……商事法務第1623号(2002.3.15)「企業統治関係商法改正法Q & A」6頁「Q9」参照。

【質問12】「非常勤(社外)監査役」の報酬を改定すべきか。

【回答12】今回の改正で、各種の同意権を付与され、監査役の権限と責任はさらに重くなったことは確かであるが、各社毎に検討すべき問題だと思われる。

【質問13】今6月総会の決算総会実務において、監査報告書、総会招集通知に注記する「社外監査役」の認定要件は改正前の商法特例法18条に基づくことでよいか。その場合、注記の表現は従来通りでよいか。

【回答13】社外監査役の資格要件を厳格化する商法特例法18条1項は、附則1条及び10条により、施行日である「5月1日から3年経過後、最初に到来する決算に関する定時総会の終結の時までは、なお、従前の例による。」とされているので、監査報告書及び総会招集通知は、従前通りの「社外監査役」の定義で記載することで差し支えないと思われる。

ただ、どうしても監査報告書に明記したい場合は、「監査役のは、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。平成13年法律第149号附則第10条の規定に基づき記載しております。」とすることが考えられる。

(3) 監査役の選任に関する監査役会の同意権及び提案請求権

【質問14】監査役選任に関する監査役会の同意については、「実務対応(案)」の13頁には、「取締役会の事前、事後いずれでもよいが…」とあり、31頁には、「取締役会で決定する前に監査役会の同意を得ること」とある。さらに解説会では、「事前に行われることが望まれる」と3つの考え方が示されている。これは、どう考えるか。

【回答14】「実務対応(案)」13頁の場合は改正商法の逐条解説であり、解釈上は、「事前事後いずれでもよい」ということで書いてある。一方、31頁は実務対応の問題であり、実務上は、取締役会より監査役会が先行していた方がやり易い(取締役会が先の場合、後で監査役会の意見が異なれば、再度取締役会を開催する必要が出てくる。また、監査役会としても反対がしにくい)とのことから「取締役会で監査役選任議案を決定する前に」監査役会の同意を求めることとしている。

【質問15】監査役会が、不同意な候補者とは別の代替案を出した場合に、法的には取締役に総会提出義務はないと考えてよいか。

【回答15】監査役の選任に関する議案を、監査役会から取締役に提案請求した場合、取締役としては株主総会に提案しなければならないが、提案しない場合は、100万円以下の過料に処せられる(商法特例法30条1項一の二、一の三)。

【質問16】監査役会での同意については、社長宛に文書で回答する必要があるか。

【回答16】改正商法は同意の意思表示方法まで規定していないので、文書でも口頭でも商法上は差し支えない。ただ、監査役候補者の打診を社長から文書で受けた場合は、文書で回答すべきで口頭で打診を受けた場合でも、同様に文書により回答したほうがよいと思われる(「同意の文書化」については、協会ホームページ「協会ニュース」参照)。

【質問17】監査役選任に関する監査役会の同意に際して、再任対象の監査役は「特別利害関係人」ということで監査役の決議に参加できないか。

【回答17】監査役会の決議方法については、商法260条ノ2第2項(取締役会における特別利害関係人のいる場合の決議方法)の準用規定がないため、監査役会の決議には特

別利害関係人の排除という概念がないと解釈できる。この解釈に立てば、再任対象の監査役は監査役選任決議に自ら参加できる。

【質問18】協会ホームページに記載されていた「実務対応(案)」に「総会の招集通知に監査役を選任議案が提案される場合、監査役会の同意が得られている旨の記載をしなくても違法とはならない。」と、記載されているが、

監査役会の同意を得られたことを「文書で株主に通知しなくとも適法」という意味か(総会で株主に口頭報告をすればよいという意味か)。

招集通知に記載がなく、口頭でも報告がなかった場合、違法となるか。その場合、監査役として意見を述べ、あるいは同意した旨を総会に報告する必要(義務)があるか。

【回答18】改正商法は、監査役を選任にあたり、事前に監査役会の同意を義務付けたにとどまり、株主への通知までを義務付けていないため、同意をした旨を株主へ通知しないことは、文書・口頭を問わず違法とはならない。従って、商法特例法上の大会社において、法施行後に株主総会に提案された監査役選任議案は、当然、監査役会の同意を経た後のものである、という解釈になろう。

商法施行規則第14条では、参考書類に記載する内容を列挙しているが、この第3項の規定は監査役選任議案が監査役会の請求により提出される場合にのみ規定しているに過ぎない。

しかし実務上は、例えば、全株懇では、監査役選任議案に関する監査役会の同意があった旨記載する文例を示している(旬刊商事法務第1626号51頁)。従って、今後「監査役会の同意」について、なお書きで記載する例が多くなるのではなからうか。

第 号議案 監査役 名選任の件

監査役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。(以下省略)

【質問19】監査役選任議案に関する監査役会の同意は、事実上全員同意はしているが、監査役会が総会当日(総会の直前)しか開催でき得ない場合、そのときに同意すれば問題はないか。

【回答19】「監査役選任議案を株主総会に提出するには、監査役会の同意を得なければならない。」(商法特例法18条3項、同3条2項)と規定されており、条文上は、総会直前に監査役会を開催し、監査役選任議案の株主総会提出に同意をすることも差し支えないとも考えられるが、株主総会の2週間前に株主に招集通知をしなければならず、招集通知前に同意が得られていないと、議案として不確定な状態のまま招集通知を行うことになる。

また、総会直前に監査役会を開催して同意を行う予定であっても、アクシデントによって同意を行うことができないということも想定され、同意ができない場合には、監査役選任議案を株主総会に提出することができないということになり、取締役のみならず監査役の責任が問われることになる

従って、株主総会直前に監査役会を開催し、監査役選任議案について同意を行うという方策は避けるべきである。

(4) 監査役の取締役会への出席義務及び意見陳述義務

【質問20】監査役の取締役会への出席義務に関して(100%出席が原則ではあるが)概ね何%程度出席しておれば、出席義務を果たしていると考えられるか。目標数値(又は、ガイドライン)のようなものはないか。

【回答20】どの程度出席していれば、出席義務を果たしているか、又は目標数値はあるか、という質問には、具体的な尺度もなく、事実関係が明らかでないとお答えが困難である。

【質問21】意見陳述義務について、取締役会資料を事前に監査役会において意見交換し、取締役会でひとりの監査役が意見を述べた場合、議事録には発言した監査役個人の記録になるのか、監査役会意見になるのか(同一の見解発言の場合)

【回答21】監査役が取締役会で発言するに際し、「監査役会の一致した意見として」述べるのか、「ひとりの監査役として」述べるのかによって議事録の記載が異なることになるのでなかろうか。従って、取締役会においては、発言する監査役は、どの立場に立って意見を述べるのか明確にする必要があるように思われる。

【質問22】取締役会議事録への監査役意見の書き方で、特に注意すべき事項があるか。

【回答22】改正商法は議事録の記載方法まで規定するものでないため、監査役の発言内容の記載については、特に注意することもないように思われるが、取締役会出席と意見陳述が法的に義務付けられたことから、監査役がこの2つの義務を果たしていることを意識した記述を心掛ける必要がある。

まず、従来の取締役会議事録において、各取締役の発言内容がどの程度記載されているかを確認しておく必要がある。監査役意見の記載の仕方とその程度について、予めトップや議事録作成者等と検討しておくべきである。ただし、議事録が結論を中心に記載されている場合は、監査役意見の記載がどのようになるのか検討しておく必要がある。後刻、裁判になったときは議事録の記載が有力な証拠となることがある。

監査役の意見陳述義務は、取締役会付議案ごとに意見を述べることまでを義務付けていないため、監査役の発言内容に関する議事録の記載は一括してもよいが、議案の内容によっては付議案ごとに記載するようにしておく必要がある。

監査役としての意見が特にない場合でも、「監査役からは特に意見はなかった」という旨の記載をしておくことが考えられる。

監査役の意見陳述内容が間違いなく議事録に記載されているかを確認できるようにしておく必要がある。

取締役会は、出席者の協議と意見交換により、各取締役の知識と経験を結集して会社の業務執行を決定するものであるから、持ち回り決議ができないとの趣旨に反しないように運営を考える必要があるが、可能な限り、多様な意見が意思決定

に反映されることが望まれる。

取締役会に欠席した監査役が予め文書で意見を述べる場合については、その取扱いを、A)取締役会としてどのようにするか、取締役会議長と相談する。B)出席する監査役が、欠席監査役の意見を自己の意見と同じだとして発言するかどうか、検討する必要がある。

2. 取締役等の会社に対する責任の軽減等

(1) 取締役の責任軽減に関する監査役(会)全員の同意

【質問23】責任軽減などを取締役会でできるようになった理由は、スピードアップしようということなのか。

【回答23】スピードアップ化は勿論、株主総会で特別決議を得るためには、株主数の確保も必要であるので、株主総会特別決議による軽減とは別の軽減方法が設けられたものである。

【質問24】取締役の責任軽減を取締役会決議で行うこととするため定款変更を総会議題とする場合、総会招集通知に添付する参考書類に「監査役全員の同意」を記述する必要があるか。

【回答24】4月1日から施行された「商法施行規則」には、ご質問の「定款変更議案」の参考書類に「監査役全員の同意」の記載は求められていない。従って、記載しなくても差し支えない。ただ、それを参考書類に記載することは、監査役全員の同意があったことを記載上明確にすることとなるので望ましいとも言える。一方、全株懇のモデルには、「監査役選任議案に対する監査役会の同意」については、文例を示しているが、「取締役の責任軽減を取締役会で行うため、定款変更を行う場合」の参考書類記載例は示されていない。これについては、各社の実情に応じご検討願いたい。

【質問25】大会社の場合、株主総会へ取締役の責任軽減議案を提出するには、監査役会の同意を必要とされるが、これは取締役会決議を経た後に監査役会の同意を求めることと解すべきか。それとも、取締役会を経ない段階で事前に監査役会の同意を得た後に、取締役会で総会提出の責任軽減議案として決議すべきか。

【回答25】商法上、監査役会の同意は、取締役の責任軽減議案の総会提出を取締役会で決議する前後いずれでも差し支えないと解釈できる。ただ、実務上は、取締役会において総会提出議案について、取締役の責任軽減を判断するのに必要な資料に基づき十分に審議、決定した後、それを踏まえて、監査役会で同意すべきかどうか検討すべきであると思われる。

【質問26】「実務対応(案)」の15頁に「監査役会において全員一致」について、大会社では、持ち回りが不可であるが、中会社では、持ち回り決議が可能なのはなぜか。Q1-2. その場合の、「監査役会での全員一致」の解釈は、監査役会の定足数を満たし、その出席した監査役の決議であるのか、それとも監査役全員が出席した監査役会での全員一致の決議なのか。

Q1-3. どうしても、監査役の一人が長期海外出張などにより、止む無く監査役会に出席できない場合の取り扱いはどうなるか。

Q1-4. 仮に監査役会規則に「監査役会の定足数」を定めていた場合でも、法律上効果はないのか。

【回答26】中会社では、監査役会が法定化されていないため、一同に会して、全員一致で同意することも持ち回り決議によることも認められる。ところが、大会社の場合、監査役会がある以上は、全員が出席して、全員一致でなければいけない。

A1-2. 「監査役全員の」の解釈は、監査役の総数（総員）である。

A1-3. 欠席者がいる場合は、同意はできない。監査報告書作成の場合と異なり、免除議案の同意については、「監査役会における全員一致の同意」であり、「監査役全員の同意」ではないので、持ち回りは不可である。

（補足）ただし、監査役会に欠席する者がいたとしても「継続会」を行うことにより、全員一致の同意を得ることはできる。

A1-4. 監査役会に法律上の定足数はないので、そのようなことは規定できないであろう。

【質問27】定款を変更して取締役会で賠償責任を免除する場合、5月1日以前に行われた取締役の行為についても、適用となるのか。

【回答27】5月1日以前に行われた取締役の行為についての責任軽減はできない（付則3条）。

【質問28】「実務対応（案）」7頁（3）ア「同意判断に必要な十分な資料が提供されていること」の内容として何が考えられるか。

【回答28】定款変更議案に法令違反がないこと、取締役会決議による責任免除に関しては、実効性に関し若干のリスクがあることなどを踏まえた同意かどうかを検討するということ。

【質問29】取締役の責任軽減に関連して、退職慰労金に関する総会決議は、普通決議か、特別決議か。

【回答29】総会における退職慰労金支給決議は、従前同様普通決議である。

【質問30】 社外取締役との責任限定契約について、解説して下さい。

また定款変更の場合、役員の報酬を営業報告書に記載していくことになるが、総額開示か個別開示かについても、解説をお願いしたい。現在役員の報酬の総額は附属明細書に記載することになっているので、総額ではあまり今と変わりがないのではないか。

【回答30】 の社外取締役との責任限定契約については、まず定款に社外取締役が負担する責任額を記載し、定款変更後に責任限定契約を締結することになるが、報酬には、賞与、退職慰労金（在職期間中の2年分）等がすべて含まれる。

について、附属明細書は株主が本支店で閲覧できる間接開示書類であり、営業報告書は、株主に直接送付される書類という違いはある。報酬の開示については、現在の附属明細書での開示と同様、総額開示でよいのではという考え方が多く出されているようである。

ただし、総会において、株主から「総額開示」ではわからない。商法の規定によれば、

代表取締役、社内取締役、社外取締役は、それぞれの負担すべき責任の最低限度額が異なる以上、総額開示もそれぞれに応じて区分開示すべきではないか。と質問された場合、回答に困るという問題は生じないであろうか。各社での検討をお願いしたい。

【質問3 1】社外取締役や社外監査役が、当該会社において無報酬の場合、全額責任免除されると解すべきか。

【回答3 1】その通りと解せられるが、本件について言及した文献は見当たらない。

【質問3 2】「取締役等の責任の軽減」に関しては、監査役もその対象となるが、監査役の場合、責任免除の対象となる行為は、商法277条の「任務を怠りたる時」なのか、あるいは商法280条による「商法266条7項の準用」からくる（取締役の）「法令又は定款違反（商法266条1項5号）」の行為なのか。

【回答3 2】家近正直弁護士の解釈によれば、商法277条に規定のとおり、全ての責任について免除の対象となる。

（参照；月刊監査役 No.458 51頁 「監査役の場合はご承知のように、責任に関する277条という独立の規定があります。「監査役がその任務を怠りたる時」という規定がありまして、それについて特段制限はありません。ですから、免除の対象としては監査役の場合にはすべての責任、取締役の場合には1項5号、つまり法令定款違反という一番問題の多いところですが、その行為に限るということになっております。」）

【質問3 3】定款変更に基づく取締役会決議による事前免責について、裁判所が重過失としたものを、会社側が反論し、軽過失としうるのか。会社側が軽過失としたものを、裁判で重過失とされた場合、取締役・監査役の責任は、精一杯調べたということで、問われなくてすむのか。

【回答3 3】事前に定款で責任免除を定める場合にも、その定めは商法266条12項の規定に従うものであることを要し、かつ取締役会は、個々の具体的責任をその定款所定の枠内で免除することができるに止まる。取締役・監査役の責任が悪意又は重過失によると認められるときは、取締役会は免除することができない。従って、判決で重過失ありとされた取締役等の責任を取締役会決議で免除しても、その決議は無効であって、免除の効力は生じない。責任が具体的に確定する以前に免除した場合でも、事後に免除した場合でも、同じことである。

もっとも、A)責任の有無が裁判で争われている場合に、第一審で重過失としたものを取締役会では軽過失と考えて免除したところ、上級審判決で結局軽過失による責任が確定したとき（実際には少ないだろうが、責任が肯定されつつもそれが軽過失によると判定されたとき）は、その確定の時点で責任免除の効力も確定すると考えてよいであろう。しかし、上記の場合に、B)控訴しないまま第一審判決（悪意又は重過失による責任を認めた判決）が確定したときや、上訴して最終的に悪意又は重過失による責任が認められたときは、責任免除の取締役会決議は結局無効のまままで終わり、免除の効力は生じない、と考えるべきであろう。

たとえ取締役会で精一杯調べて、軽過失と考えて免除したのだとしても、責任免除の効

力を生じないことに変わりはない。善意かつ重大な過失がないかどうかの第一次的判断は取締役会で行うが、取締役等の責任の有無及び善意か悪意かは法律的な問題であるから(その点は「職務遂行の状況その他の事情を勘案して特に必要あり」と認めるかどうかの問題と異なる)、それらが裁判上争われている場合には、取締役会の判断よりも裁判所の判断を優先させなければならない。ただ、会社の損害回復が困難になったような例外的場合でない限り、真に軽過失と判断して免除決議をしたことについての取締役会各メンバーの責任までは問題にならないのが普通であろう。

(2) 訴訟上の和解における取締役の責任の免除

【質問34】実務対応(案)の21頁に、「訴訟上の和解をした場合でも免除ができる」とあるが、例えば、重過失であることを前提に、和解の方向にあったが、実はその内容が軽過失であったと分かった場合、免除をすること(例えば、3億円で和解したが、軽過失であった場合、2億円は免除し1億円だけでよい)ということがあり得るのか。

【回答34】訴訟上の和解も、その争いを結審させるものであり、裁判所の判決と同様の法的効果を生じるものである。現在の責任免除は、判決があっても、株主の間で特別決議で軽減できるのであるから、和解をした場合も責任軽減できると思われる。しかしこれもまだ専門家による見解が出ていないので、まだ断言はできない。

(3) その他

【質問35】現取締役が退任後、社外取締役として就任できるかどうか。

【回答35】社外取締役の定義は、商法188条2項7号の2に規定されており、現取締役が、社外取締役として就任できる場合は、「その会社及び子会社において業務を執行する取締役でなかったこと」が要件となる。

以上